

商品概要説明書
投資信託セット型定期貯金

(令和7年3月3日現在)

商 品 名	・投資信託セット型定期貯金 ステッププラス 〈スーパー定期貯金（単利型）または大口定期貯金で組入れます。〉
販 売 対 象	・投資信託のお申込みから1ヶ月以内に、新規資金による定期貯金をお預け入れいただける個人の方
期 間	・6か月の定型方式 ・自動継続（元金継続または元利金継続）となります。
預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入形式	＜つみたてコース＞ ・一括預入 ・50万円以内 ・1円単位 ・投信つみたてサービス1万円以上(増額含む)お申込みにより50万円が上限までとなります。 ・通帳式 ＜一括購入コース＞ ・一括預入 ・20万円以上 ・1円単位 ・投信スポットを100万円以上ご購入またはファンドラップ300万円以上のお申込みにより、購入額が上限となります。※エントリ分散は買付合計金額が100万円以上確認できた方が対象となります。 ・通帳式 ※新規契約ごとに開設可
払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・スーパー定期貯金（単利型）または大口定期貯金の店頭表示の利率に+0.5%を上乗せした利率を初回満期日まで適用します。 ・自動継続後は、原則として自動継続時におけるスーパー定期貯金（単利型）もしくは大口定期貯金の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は窓口にお問い合わせください。
手 数 料	－
付 加 で き る 特 約 事 項	・スーパー定期貯金（単利型）はマル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になります。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 〈スーパー定期貯金（単利型）〉 預入期間が6か月未満：解約日における普通貯金利率 〈大口定期貯金〉 次の(1)および(2)の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率とします。ただし、計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。 (1) 預入期間が6か月未満：解約日における普通貯金利率 (2) $\frac{\text{約定利率} - \text{基準利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})$ (注) なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当J A所定の利率とします。
投資信託に関する留意事項	・投資信託は預貯金とは異なり、元本の保証はありません。投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。J Aバンクが取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。J Aバンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。投資信託の運用による利益および損失は、投資信託の購入者に帰属します。一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく代表的な費用等には以下のものがあります。なお、これらの手数料等はファンド・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載すること

投資信託に関する留意事項	ができません。各投資信託の手数料等の詳細は契約締結前交付書面、投資信託説明書(交 付目論見書)でご確認ください。【購入時】購入時手数料がかかるファンドがあります。 【運用期間中】運用管理費用(信託報酬・管理報酬等)が日々信託財産から差し引かれます。 【換金時】信託財産留保額がかかるファンドがあります。また、外貨に両替して購入・換金する ファンドには、上記の各種手数料等とは別に為替手数料がかかります。お申込みにあたって は、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)を十分お読みいただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
J Aバンク資産運用 サービスのお取引に あたってのリスク等	〈リスクに関する事項〉 ・本サービスは、投資一任契約により投資一任業者がお客さまに代わって運用を行います。こ れらの運用成果はすべてお客さまに帰属します。 ・本サービスにおける運用は、株式・公社債・不動産投資信託等の有価証券等（いずれも外貨建 のものを含みます。）を最終投資先とする投資信託にて行います。 ・投資信託の価額は、株式相場・金利水準・為替相場・不動産相場・商品相場等の変動、実質的 に投資している有価証券等の発行体の倒産や財務状況または信用状況の悪化等の影響に伴い変 動します。したがって、運用成果によっては損失を被り、投資元本を割込むおそれがありま す。 ・投資信託の主なリスクには、「価格変動リスク」「金利変動リスク」「信用リスク」「為替変動リ スク」「流動性リスク」「カントリー・リスク」等があります。 ・本サービスでは、減額（一部解約）等の契約変更および契約の終了（解約）に際して、お申し 込みを受付けることができない期間または条件等の制約が設けられています。そのため、お申 し込みいただけるようになるまでに投資信託の価額が下落することがあります。 〈留意事項〉 本サービスにかかる投資一任契約の締結にあたっては、あらかじめ「投資一任契約の契約締結 前交付書面（J Aバンク資産運用サービス）」「J Aバンク資産運用サービス投資一任約款」「J Aバンク資産運用サービス（愛称：まかせるぞう）サービス内容説明書」をお渡しします。ので、内容をよくご確認、ご理解いただき、お客さまご自身でご判断ください。本サービスにかかる投 資一任契約の締結に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ） の適用はありません。また、元本保証なく、預金保険・貯金保険・投資者保護基金の対象ではご ざいませ。 当資料は信頼できると判断された情報等をもとに作成しておりますが、正確性、完全性を保証 するものではありません。 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将 来の市場環境の変動等を保証するものではありません。 〈本サービスにかかる費用〉 本サービスには、投資顧問料として、運用資産時価評価額に対して最大 1.43%（年率・税込）が かかります。 また、投資対象とする投資信託について、各投資信託の約款の定めにしたがい、運用管理費用（信託報酬）や信託事務の諸費用（監査費用を含む）など、間接的にお客さまがご負担する費 用が発生します。運用管理費用は、各投資信託の純資産総額に対して上限 0.22%（年率・税込） となります。信託事務の諸費用（監査費用を含む）は、「国内株式インデックス・オープン（ラ ップ向け）」、「国内債券インデックス・オープン（ラップ向け）」、「国内リートインデックス・ オープン（ラップ向け）」、「先 進国債券インデックス・オープン＜為替ヘッジあり＞（ラ ップ向け）」および「先進国リートイ ンデックス・オープン＜為替ヘッジあり＞（ラップ向け）」については各投資信託の純資産総額 に対して上限 0.11%（年率・税込）、その他の投資信託については運用状況等により変動するた め、事前に具体的な料率、金額を示すことができません。別途、各投資信託が投資対象とする 有価証券にかかる売買委託手数料や外国での保管費用等の費用が発生しますが、これらの費用 は運用状況等により変動するため、事前に具体的な料率、金額を示すことができません。 詳細は各投資信託の目論見書等でご確認ください。
貯 金 保 険 制 度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当 J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決 済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護され ます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A本店またはリスク管理課（電話：0120－017－511）にお申し出ください。当 J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J Aリスク管理課または J Aバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045－211－7716）
そ の 他 参 考 と な る 事 項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・取扱期間中であっても金利情勢等により利率の変更または販売を中止する場合がございます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A湘南